

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:20地福第1389-1号)
訪問調査 実施日： 平成23年1月21日(金)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人七宝福祉会 (施設名) 神守南部保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)小串研晋	定員(利用人数):120名
所在地:〒496-0013 愛知県津島市神尾町字江西84	TEL 0567-31-0628

③総評

◇特に評価の高い点

市の東部、田園風景の残る地域にあり、園庭にはカラフルな大型遊具の他、砂場を2つ用意したり、樹木や花壇、菜園があり、自然を感じられるようになっている。保育は年齢別だが、乳児保育、延長保育を良く受け入れ、保育室も広く使い、生活と活動をコーナー分けするなどの工夫し、生活、養護によく配慮している。また、今日的な幼保一元的な視点から体操やサッカー、英会話教室等の教育もとりいれている。市の民間園としては最初から延長保育に取り組み、利用児も多い。日常的な異年齢の交流や行事等計画的な活動により、職員がクラス担当だけでなく園児全員の名前や特徴を承知して関わっており、園のまとまりの良さが見られた。

サービス提供に当たっては、明確な保育理念の下、園長はじめ職員が一体となって、サービスの標準化と自己評価等を実施し、保育サービスの質の確保と向上に良く努めている。

また、園の各種緊急時対応マニュアル類の整備、周知が図られ、利用者の安全確保に関する積極的な取り組み行われている。

◇改善を求められる点

法人、園が目指す中・長期計画を実現可能なものとしていくために、裏づけとなる実績、現状の計数把握と財源等を把握、分析した上で年次事の達成目標等をいれた収支計画が策定されることが望ましい。

遵守すべき基本的な各種関連法令等について、正しく理解するための積極的な取り組みをし、職員への周知が図られるとよい。また、組織的活動に不可欠な文書類について、個人情報保護の観点も入れ、デジタル情報、記録も含めた管理体制を規定化しておくことも望まれる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたり、職員一人一人が自己評価に取り組み、個々の保育を振り返る中で積極的に意見交換をし、様々な課題を共有することができました。

また、新たにマニュアルを作成したり保育内容等を見直すことで職員の意識も向上し、共通理解も深まり意義のある受審となりました。

今後も、改善が求められる事項や受審の際に助言いただいた内容を真摯に受け止め課題を明確にしていき、全職員で力を合わせ、より質の高い保育と利用者にも愛される保育園を目指し努めていきたいと考えております。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育所の理念、基本方針が明確に示され、職員や保護者にも周知されている。

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

中・長期計画、事業計画が策定されているが、計画実現のためには収支の裏づけが必要であり、計画に従った収支計画の策定が求められる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>管理者は十分なリーダーシップを持って経営やサービスの質の向上に努めている。関係法令について、職員への周知に積極的な取り組みがされると良い。</p>
--

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
II-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
II-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
II-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

<p>市や児童委員等からの情報を始め、県とも定期的に勉強会をするなどの確かな環境の把握に努めている。税理士による指導を受け適切な財務管理・経営改善に努めているが、法人全体での外部監査を検討されると良い。</p>

II-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ b ・ Ⓒ
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21 (a) ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22 (a) ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23 (a) ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

中・長期計画に人材育成についての方針が明記されており、人材育成を重視していることや、研修について積極的な姿勢が示されている。
 今後人事考課を実施し、さらなる人材の能力開発、育成、公正な職員処遇、組織活性が図られることを期待する。

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

安全管理に関する各種マニュアルが整備され、職員に周知が図られており、訓練や事例収集・分析をし組織的に検討・見直しがされ事故の未然防止、安全確保に努めている。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

中・長期計画に地域との関わりを大切にしている姿勢が明記されており、園庭開放や相談事業が実施されている。今後地域コミュニティや老人クラブ等との交流を進めることで地域との関わりがさらに深められていくことを期待する。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

法や園の保育理念に即した保育方針、保育課程が作成され、定期的、組織的な見直しによって実施されている。定期的な個人懇談会の実施のほか、年一回の保護者アンケート等での意向把握がされている。早くから苦情解決の体制整備がなされ、良く仕組みが機能している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。 保 46	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。 保 47	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。 保 48	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。 保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。 保 51	a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。 保 52	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

8年以上、毎年、保育協会等の様式などに基づいた自主評価を実施し、サービス内容と園運営について課題発見と評価に基づいたマニュアル等の改善整備に努めてきている。
 保育計画の標準的な実施について、法人内の他園とも連携し、手引き書を整備し、各人に配布、見直し改善の積み重ねを組織的に行っている。個人情報の守秘義務やプライバシーポリシーが整備され、職員、保護者にも良く周知されている。ただ、デジタル情報も含めた文書類の保存廃棄に係る規程整備には、課題が見られる。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。 保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。 保 54	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。 保 55	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

入所時のサービス提供に関しての説明資料が分かりやすく、また、詳しく作成され、利用者への説明と同意について、良く配慮されている。転園、退園等の他園、機関への引継体制も整って継続性が図られている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育所指針に沿った保育課程と指導計画が担当によって、適切に立案され、児童記録や保育や指導関係記録で、反省、見直しもしされ、園長、主任によって指導、確認も行われている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66 (a) ・ b ・ c

Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	② ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育各サービスのマニュアルや保育に関する業務の手順書が良く整備され、職員に配布されたり、必要箇所に掲示するなど、常時確認体制あり、良く周知されている。園庭にはカラフルな大型遊具の他、砂場を2つ用意したり、樹木や花壇、菜園があり、自然を感じられるようにしている。また、乳幼児もいることから安全、衛生にも良く配慮した環境づくりに努めている。

食育の視点も含め園内菜園での野菜を活用したり、調理場面をビデオにして視聴させたり、調理員が食事を共にするなどの機会を作って、食への関心を持たせている。また、サンプル食や試食会など保護者、家庭との連携も良くとっている。

乳児保育、延長保育を良く受け入れ、絨毯やソファ等を使ったり、保育室も広く使い、生活と活動をコーナー分けするなどの工夫も図って、生活環境に配慮している。特に、乳幼児のSIDS対策については、保護者への広報も図りながら、午睡時の15分点検等対策を徹底している。

幼保一元的な視点から、体操やサッカー、英会話教室等の教育もとりいれている。延長保育利用児も多く、日常的な異年齢の交流や行事等計画的な活動により、職員がクラス担当だけでなく園児全員の名前や特徴を承知して関わっており、園のまとまりの良さが見られた。また、バス利用者が限られ、多くは保護者送迎の関係もあり、日常的な情報交換も良くとられ、年1回の個人面談の他、個別相談も受け入れるなど、相談体制が整っている。